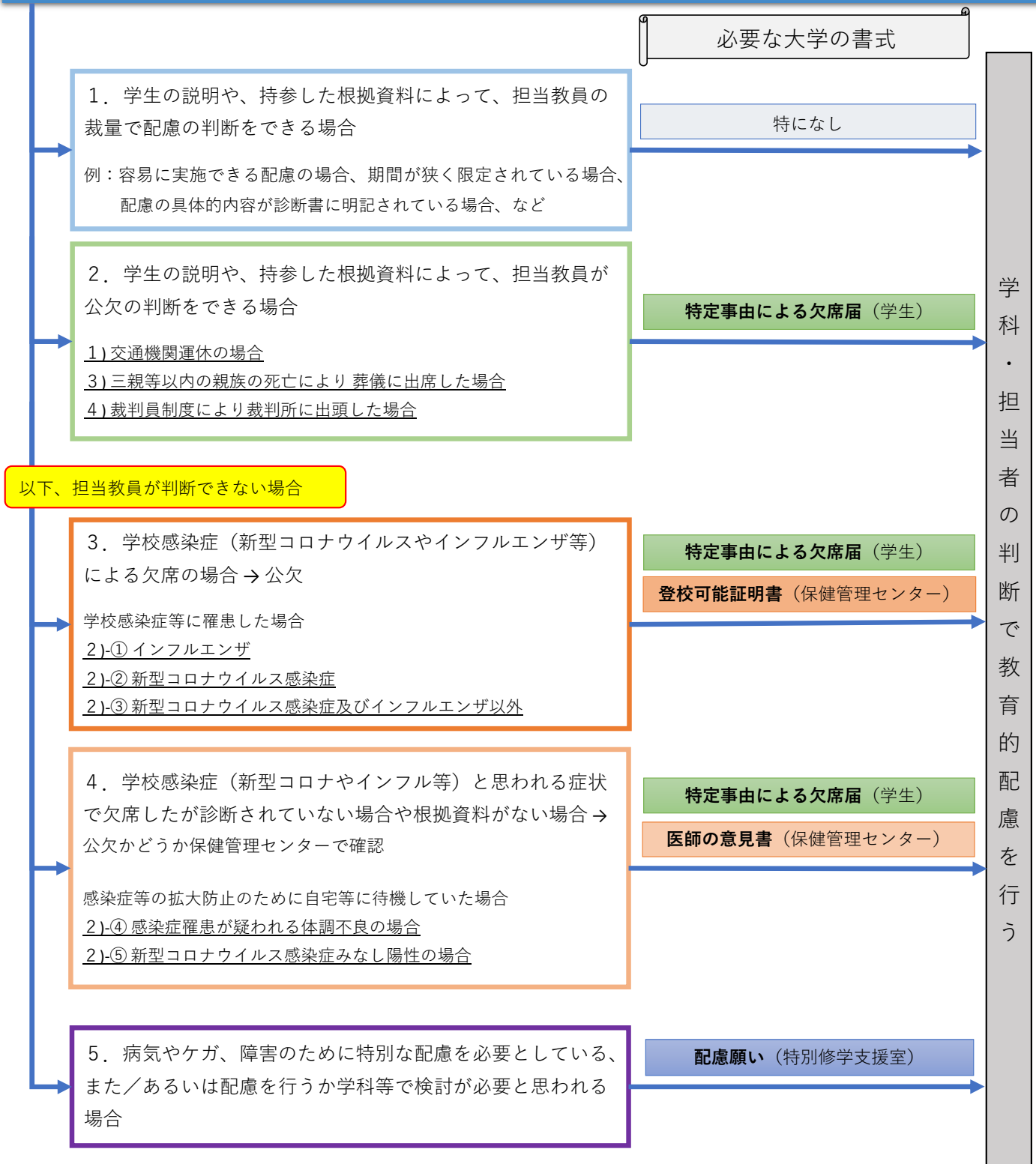


学生が欠席等について教育的配慮を求めている場合の対応



（上の説明で下線を付けてある部分は、後のページへのリンクになっています。）

1) 交通機関運休の場合

学生

- ・特定事由による欠席届を作成する
- ・運休したことが分かる書類(運行会社のHP等)を準備する



授業担当教員

- ・学生から受理した欠席届等を確認し、事案に応じて教育的配慮の実施

[\(1ページ目へのリンク\)](#)

2)-① 学校感染症等に罹患した場合 (インフルエンザ)

学生

- ・発症および診断時に保健管理センターHPより発症報告をする
- ・授業担当教員にメール等で欠席連絡をする
- ・学校感染症として決められた期間(発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで)は出席停止とし自宅療養等をおこない、回復後、以下のいずれかを保健管理センターへ持参する

- ①インフルエンザ治療薬の処方明細書
- ②薬の説明用紙(インフルエンザの薬が入っていた袋や薬局処方の薬の紙袋でも可)
- ③病院でのインフルエンザ検査の結果のコピー
- ④自分で抗原検査を行った結果と学生証を並べて撮った写真[日付の分かるもの](必ず「体外診断用医薬品」または「第一類医薬品」と書かれたものを使用する)



保健管理センター

- ・登校可能証明書の交付(証明書は原則1部のみ)



学生

- ・授業担当教員にメール等で復帰報告をする
 - ・特定事由による欠席届を作成する
 - ・登校可能証明書(写し可)
- 保健管理センター発行の証明書を受領後、速やかに各授業担当教員へ提出すること



授業担当教員

- ・学生から受理した欠席届等を確認し、事案に応じて教育的配慮の実施

([1ページ目へのリンク](#))

2)-② 学校感染症等に罹患した場合 (新型コロナウイルス感染症)

学生

- ・発症および診断時に保健管理センターHPより発症報告をする
 - ・授業担当教員にメール等で欠席連絡をする
 - ・学校感染症として決められた期間(発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで)は出席停止とし自宅療養等をおこない、回復後、以下のいずれかを保健管理センターへ持参する
- 新型コロナウイルス感染に関連していることが分かるもの
- ①病院での検査結果
 - ②診療明細書(医療費明細書)で、新型コロナウイルス感染に関連していることが分かるもの
 - ③自分で抗原検査を行った結果と学生証を並べて撮った写真 [日付の分かるもの]
 - ④新型コロナウイルス治療薬(ラゲブリオ、ゾコーバ等)の処方明細書、薬の説明用紙や治療薬が入っていた袋



保健管理センター

- ・登校可能証明書又は意見書の交付(証明書は原則1部のみ)



学生

- ・授業担当教員にメール等で復帰報告をする
 - ・特定事由による欠席届を作成する
 - ・登校可能証明書又は意見書(写し可)
- 保健管理センター発行の証明書を受領後、速やかに各授業担当教員へ提出すること



授業担当教員

- ・学生から受理した欠席届等を確認し、事案に応じて教育的配慮の実施

2)-③ 学校感染症等に罹患した場合 (新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザ以外)

学生

- ・発症および診断時に保健管理センターHPより発症報告をする
- ・授業担当教員にメール等で欠席連絡をする
- ・学校感染症として決められた期間は出席停止とし自宅療養等をおこない、回復後、病院が発行した診断書(病名と出席停止期間が記載されているもの)を保健管理センターへ持参する



保健管理センター

- ・登校可能証明書の交付(証明書は原則1部のみ)



学生

- ・授業担当教員にメール等で復帰報告をする
 - ・特定事由による欠席届を作成する
 - ・登校可能証明書(写し可)
- 保健管理センター発行の証明書を受領後、速やかに各授業担当教員へ提出すること



授業担当教員

- ・学生から受理した欠席届等を確認し、事案に応じて教育的配慮の実施

[\(1ページ目へのリンク\)](#)

2)-④ 感染症等の拡大防止のために 自宅等に待機していた場合 (感染症罹患が疑われる体調不良の場合)

学生

- ・感染症罹患が疑われる体調不良の場合は医療機関を受診し、感染症の拡大防止の必要がなくなるまで自宅待機(同居家族等が新型コロナウイルスに感染している場合は、フロー2)-⑤を参照)
- ・保健管理センターHPより発症報告をする(連絡事項欄に状況を記すること)
- ・授業担当教員にメール等で欠席連絡をする
- ・登校可能となったら、医療機関を受診したことがわかる診療明細書等を持参し、保健管理センターへ



保健管理センター

- ・意見書の交付(証明書は原則1部のみ)



学生

- ・授業担当教員にメール等で復帰報告をする
 - ・特定事由による欠席届を作成する(具体的な理由を記載)
 - ・意見書(写し可)
- 保健管理センター発行の証明書を受領後、速やかに各授業担当教員へ提出すること



授業担当教員

- ・学生から受理した欠席届等を確認し、事案に応じて教育的配慮の実施

([1ページ目へのリンク](#))

2)-⑤ 感染症等の拡大防止のために
自宅等に待機していた場合
(新型コロナウイルス感染症みなし陽性の場合)

学生

- ・新型コロナウイルスに同居家族等が感染し、自身にも症状がある場合(みなし陽性の場合)は、自ら抗原検査を実施または医療機関等を受診し、陽性者と同様に自宅待機(自身も陽性判定された場合は、[フロー2\)-②](#)を参照)
 - ・保健管理センターHPより発症報告をする(連絡事項欄に状況を記すること)
 - ・授業担当教員にメール等で欠席連絡をする
 - ・登校可能となったら、医療機関を受診したことがわかる診療明細書等および家族が陽性となったことがわかるもの(家族の検査結果のコピー等)を持参し、保健管理センターへ
- ※医療機関を受診しなかった場合は、家族が陽性となったことがわかるものを持参し、保健管理センターにて自身の症状を申告してください



保健管理センター

- ・意見書の交付(証明書は原則1部のみ)



学生

- ・授業担当教員にメール等で復帰報告をする
 - ・特定事由による欠席届を作成する(具体的な理由を記載)
 - ・意見書(写し可)
- 保健管理センター発行の証明書を受領後、速やかに各授業担当教員へ提出すること



授業担当教員

- ・学生から受理した欠席届等を確認し、事案に応じて教育的配慮の実施

([1ページ目へのリンク](#))

3) 三親等以内の親族の死亡により 葬儀に出席した場合

学生

- ・特定事由による欠席届を作成する
- ・会葬礼状等(写し可)を準備する



授業担当教員

- ・学生から受理した欠席届等を確認し、事案に応じて教育的配慮の実施

[\(1ページ目へのリンク\)](#)

4) 裁判員制度により裁判所に 出頭した場合

学生

- ・特定事由による欠席届を作成する
- ・裁判所からの通知書等(氏名、出頭日時がわかるもの:写し可)を準備する



授業担当教員

- ・学生から受理した欠席届等を確認し、事案に応じて教育的配慮の実施

(1ページ目へのリンク)